

愛知地方最低賃金審議会
第3回 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業
最低賃金専門部会 議事要旨

1 日 時 令和2年9月17日(木) 午後1時30分～午後4時55分

2 場 所 愛知労働局 2階北大会議室

3 出席者 公益代表委員 2名(欠席1名)
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名

4 議 題

- (1) 令和2年度 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正決定について
- (2) その他

5 議事要旨

- (1) 労働者側委員「現時点で、前回の引上げ額9円からの変更はない。」
- (2) 使用者側委員「使用者側も、前回と変わらず引上げ額は0円。」
- (3) 公益委員が労使双方委員と個別打合せを行うが、労働者側引上げ額5円、使用者側0円の主張で合意には至らなかった。
- (4) 部会長から、この後更に協議を重ねても労使の一致点は見出し難いとして、引上げ額1円、時間額976円の公益案が提示され、採決が行われた。
- (5) 採決の結果、賛成多数で公益案どおり結審した。その上で、同内容にて10月14日開催予定の愛知地方最低賃金審議会へ報告されることとされた。

6 配付資料

なし

愛知地方最低賃金審議会
第3回 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会

日 時 令和2年9月17日(木)
午後1時30分から

場 所 愛知労働局2階 北大会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 令和2年度 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正決定について

- (2) その他

3 閉 会

公 益 案

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、
鋼材製造業最低賃金

現行最低賃金額

時間額

975円

[時間額]

引上額

引上率

1円

0.10%

改定額

976円

(案)

令和2年9月17日

愛知地方最低賃金審議会

会長 服部 一郎 殿

愛知地方最低賃金審議会

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、
鋼材製造業最低賃金専門部会

部会長 中山 徳良

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金
の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年8月5日、第497回愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

労働者代表委員

小寺 浩志

中塚 正輝

西方 和喜

使用者代表委員

梶原 弘司

勝木 隆二

鳥本 隆義

公益代表委員

中山 徳良

中山 恵子

池田 桂子

(案)

[別 紙]

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金

- 1 適用する地域
愛知県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) 製鉄業
 - (2) 製鋼・製鋼圧延業
 - (3) 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）
 - (4) (1)から(3)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
 - (5) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、賄い又は湯沸かしの業務
 - ロ 軽易な運搬の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 976 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
愛知地方最低賃金審議会の決定による。